

第27回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 平成26年2月12日（水）午後3時～5時

2 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 第3委員会室

3 出席者 （会 長）坂元 茂樹

（委 員）有澤 知子、有本 純子、康 由美、代田 敬子

中岡 幹男、八尾 進、村上 栄二、森田 英嗣

（事務局）市民局 梶本 理事、飯田 ダイバーシティ推進室長

ダイバーシティ推進室 田井中 人権企画課長、

今井 外国籍住民施策担当課長、世古 管理担当課長、

津村 人権企画課長代理、中井 人権企画課担当係長

人権啓発・相談センター 藪中 所長、中川 相談担当課長

4. 議 題

（1）「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて

（2）「人権が尊重されるまち」指標の運用について

（3）平成25年度の人権啓発の取組みについて

（4）平成25年度の人権相談の取組みについて

（5）その他

・第3回大阪市同和問題に関する有識者会議について

・地域における人権啓発のあり方について

5. 議 事

○中井人権企画課担当係長 ただいまから第27回大阪市人権施策推進審議会を開催します。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただき、まことにありがとうございます。本日司会を担当する市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の中井です。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開としております。また、本日の議事録、議事要旨につきましては情報公開を進める観点から、後日、市民局のホームページへ掲載する予定です。

まず、本日の資料等についてご案内いたします。

お手元の資料、1枚目が本日の審議会の次第です。2枚目が配席図です。3枚目が委員名簿です。ご確認をお願いいたします。4枚目が資料の一覧で、本日の資料が、この一覧のとおり配付をしておりますので、後ほどの説明のときにご確認をよろしくをお願いいたします。

次に、本日の欠席の委員を報告をさせていただきます。

川崎委員、杉山委員、武田委員、平沢委員、堀委員、水谷委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、大阪市側の出席者をご紹介します。（出席者紹介）

それでは、大阪市側の出席者を代表いたしまして、市民局理事の梶本からご挨拶を申し上げます。

○梶本市民局理事 本日は大変ご多忙の中、本審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市人権行政の推進をはじめ市政の各般にわたり、格別のご協力・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

本日は、「大阪市人権行政推進計画」～人権ナビゲーション～に基づく実行プログラム、及び「人権が尊重されるまち指標」の改訂にかかる今後の取組みについて説明します。

また、平成25年度の人権啓発、並びに人権相談の取組みについての報告と、去る1月27日に開催した、第3回大阪市同和問題に関する有識者会議の概要について報告します。

さらに、人権啓発事業について、区や地域での特性、地域の課題、ニーズに即した事業手法による人権啓発事業を、より効果的に展開していく必要があることから、大阪市人権行政推進本部のもとでプロジェクトチームを設置し作成した、「地域における人権啓発のあり方」についても報告します。

本日も委員の皆様のご積極的なご意見・ご審議をお願いし、挨拶といたします。

○中井係長 それでは、これより議事に入ります。以降の議事の進行につきましては、坂元会長にお願いします。

○坂元会長 皆さん、こんにちは。先ほどご紹介いただきました議事について、お手元の議事次第に従い議事を進めてまいりたいと思います。よろしくご協力をお願いします。

それでは、本日の議題（1）「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、

事務局から説明をお願いします。

○津村人権企画課長代理 議題1の「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、説明します。

「人権の視点！100！」は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の4つの柱立ての1つであり、人権行政を推進する「標識」として、行政運営における人権尊重の視点を、「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」の6つの観点から具体例を示したものです。

「人権の視点！100！」実行プログラムは、本市の各所属において日常的に行っている業務の中から、人権尊重の視点から気づいたことを業務の改善や工夫といった具体的な行動として実践し、その成果を職員全員で共有することを通じて、本市を人権が尊重されるまちに近づけていく取組みです。

この実行プログラムは平成22年度から取組みを開始し、平成25年度で4年目となり、区役所・室・局の全50のすべての所属で取り組んでいます。毎年度作成する「人権の視点！100！」実行プログラムは、それぞれの所属においてPDCAサイクルに基づいた自己点検、評価を行う仕組みです。

資料1の図のように、実行プログラムは、①実行プログラムの策定、②実施、③点検・評価、④改善と取組みへと進め、次年度の①実行プログラムの策定へとつなぎます。これを毎年度繰り返し行い、実行プログラムの充実を図っていきます。

次に、1枚目の裏面をごらんください。

これは年間における実行プログラムの取組みの流れを示しています。各所属事務局は実行プログラムの策定、実施、評価・改善の取組みを行いますが、所属の策定シートを取りまとめて大阪市人権施策推進審議会等へ報告するなど、本市全体の統括的な取組みは、本部事務局である市民局ダイバーシティ推進室が担っています。

次に、2枚目をごらんください。

これは現在の2月以降、新年度の初めにおける平成25年度実行プログラムの評価と、平成26年度実行プログラムの策定に関するスケジュールを示しています。

平成25年度実行プログラムは、各所属において昨年4月に策定し、具体的な取組みを1年間かけて進めていますが、3月末で終える予定ですので、2月から3月にかけて、これまで取り組んできた実行プログラムの評価、分析を行い、反省点などを踏まえて改善方法の検討を行い、次年度以降のプログラム策定に活かせるよう、その内容を共有するとともに、4

月にその内容を、資料4枚目の「評価シート」として完成させ、本部事務局で取りまとめます。

また、各所属事務局においては、2月から3月にかけて、今年4月以降に取り組む平成26年度実行プログラムを策定していきますが、その策定過程において、平成25年度実行プログラムの評価を踏まえた改善を加えて策定シートを完成させ、4月から新たな実行プログラムを実施していきます。また、新年度プログラムの策定シートについては、本部事務局で取りまとめます。

全所属における平成25年度実行プログラムの評価シートと、平成26年度実行プログラムの策定シートについては、本年6月ごろに開催を予定しています第28回大阪市人権施策推進審議会において、具体的なプログラム事例を含めて報告します。

資料1の最後には、全所属の平成25年度実行プログラムの一覧表を載せていますので、参考にごらんください。

以上で、議題1「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについての説明とさせていただきます。

○坂元会長 ただいま事務局から「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、説明がありました。ご意見、ご質問等ありますか。

○代田委員 4年目の取組みという話でしたが、過去3年間取り組んできたことで何か変わった点はありますか。

○田井中人権企画課長 例えば区役所の実行プログラムですと、受付の案内で案内表示板の改善などの報告があり、それを全所属に紹介をすることにより、他の区役所でも、取組みの改善を進めています。その様な好事例を広く各所属に波及させています。

○代田委員 P D C Aサイクルは、だんだんサイクルが発展していくのが良い流れかと思いますが、そういう発展的な取組みになっているのでしょうか。

○田井中課長 4月には人事異動などがありますが、評価・改善の継承が大事ですので、「評価シート」に今回のプログラムの良い点や改善点、所属長による評価を評価シートにまとめ、担当者が変わっても取組みを進められる体制を整えています。

○森田委員 策定のスケジュールにおいて、平成25年度の実行プログラムと平成26年度の実行プログラムが、二つの列で示されており、平成25年度の実行プログラムの評価・分析が3月に行われるということですが、2月にはすでに平成26年度の実行プログラムの策定が進められているということですので、反省を生かすということであると、タイミングが

ずれているように思います。また、4月に人事異動があるとありましたが、人事異動があった場合、4月からの担当者は、前年度担当者が作成した計画を実行するというのでしょうか。

○田井中課長 当年度実行プログラムの評価と並行して来年度の実行プログラムの策定を2月・3月に同時並行で行っておりますので、評価・改善点が十分反映できないのではないかとこの質問かと思えます。今年度の実行プログラムの評価については、昨年9月に担当者会議を行い、評価の取組みを早目にしていく旨を通知しており、評価と策定を同時並行に行いながら新年度のプログラムに活かしていくことにしています。

また同時に、4月には一旦、新年度のプログラムを策定していますが、再度各所属において取組みの周知を徹底するとともに、実行プログラムの修正についても行っています。

○梶本理事 加えまして、それぞれ年度毎に課題の傾向もあり、例えば、今年度は個人情報保護の取組みが多くなっていますし、以前はわかりやすい案内表示の取組みが多かったり、それぞれの年度により、取組みの課題が変わることもありますので、この場合は旧年度の取組みの実施と次年度の取組み策定を同時並行して取り組んでいくことも大事と考えています。

○坂元会長 ほかにご質問、ご意見等ありますか

なければ、今回指摘いただいた点を踏まえ、事務局において検討いただき、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づく取組みを、着実に進めていただきたいと思います。では、議事を進めます。議事次第（2）「人権が尊重されるまち」指標の運用について、事務局からご説明をお願いします。

○津村課長代理 議題2の「人権が尊重されるまち」指標の運用について、説明します。

「人権が尊重されるまち」指標は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の四つの柱立ての二つ目に位置づけているものであり、大阪市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると実感していただくための道しるべとなるものです。具体的には、本市の進める施策、事業等において、人権の視点に着目した項目を取りまとめ、わかりやすいデータとして示したものです。

平成23年度に、初めて「人権が尊重されるまち」指標を策定した際には、審議会委員の皆様にご審議いただき、パブリックコメントを実施して市民の皆様からのご意見を受け、最初の「人権が尊重されるまち」指標を策定、公表しました。その後は、より市民に身近なものとなるよう指標項目の見直しや修正等を行いながら適切な運用に努めており、大阪市人権施策推進審議会においてご審議いただきながら毎年度改訂を行い、公表しております。

「人権が尊重されるまち」指標では、様々な人権課題の取組みとして、女性、子ども、高齢者等、9つの人権課題があり、これらの人権課題ごとに指標を掲げています。

平成23年度に指標を策定したときには、これら9つの人権課題に係る指標については、本市の事業、施策に係る現況数値や目標数値を中心としていましたが、平成24年度版の策定にあたり、市政モニター調査「人権行政について」を実施し、「人権が尊重されるまち」指標に掲げている様々な人権課題に関する市民意識を把握し、新たに基本指標として採用し、その後、隔年ごとに市政モニター調査を実施し、基本指標として反映することとしました。

一例を挙げますと、男女共同参画に関する施策・事業等の基本指標として、「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合を記載しています。ほかの人権課題についても、市政モニター調査結果に基づき基本指標を設定しています。

平成26年度の「人権が尊重されるまち」指標の運用ですが、指標に掲げる項目を最新のデータに更新していくとともに、指標項目の点検、拡充・修正等を実施していきます。また、平成24年度と同様に、市政モニター調査を実施し、その結果を基本指標に反映してまいります。

指標の改訂に向けたスケジュールですが、平成26年6月ごろに開催予定の審議会において、市政モニター調査の実施内容についての報告をさせていただき、7月から8月にかけて調査を実施し、9月から調査結果の集計、分析を行います。翌年2月ごろに開催予定の審議会におきまして調査・分析結果の報告とともに、指標（平成26年度版）（案）についてご審議いただき、策定してまいります。

○坂元会長 ただいまの「人権が尊重されるまち」指標の運用について、ご意見、ご質問等ありますか。

○康委員 例えば「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合とありますが、これについて人権が侵害されているのは女性であるという認識があるのであれば、女性から聞くべきであり、当事者に聞くべきであると思います。「市民に実感してもらうための道しるべ」とありますが、当事者がよくなってきたと実感しないと意味がないと思うので、平成26年度の報告では、モニター調査対象者の内訳を、当事者がどれぐらいの割合で答えており、どのような意見が出されたのかをわかるようにしていただきたい。

○田井中課長 市政モニター調査については、大阪市の市政モニターとして、広く市民の

方々、外国籍市民の方々も含めて募集し、モニターとなつていただいています。

その中には当事者もおられますし、一般市民もおられます。市政モニター調査は、市民の方々全体にモニターをお願いする仕組みであり、その制度を活用させていただいて、この調査を行っています。今後の募集の際には、できるだけ多くの当事者に参加いただけるようにしていきたいと思っています。

同時に、広く人権に関する市民意識調査を行うため、5年に1度、市民意識調査を行っております。この調査では、住民基本台帳に掲載されている市民全体から、男女別や年齢別や外国籍住民の別など一定の割合で抽出し、その結果を、市民意識調査結果として公表しています。この2つの調査を行い、その結果を指標等に活用していく取組みをしています。

○有澤委員 男女共同参画に関する状況のところでは女性の有業率が、平成24年度が69.3%で、右の欄は平成24年度が67%以上ということになっていますが、間違っているのでしょうか。

○梶本理事 網かけにしているところは平成24年度の目標数値ですので、平成24年度の69.3%は、目標を上回っている数字としてご理解いただいたらと思います。

また、康委員のご意見について、市政モニター調査のことですが、本調査の趣旨として、市民の皆様全体の傾向を調べる調査として、2年ごとに調査を行い、その経年変化を分析することも非常に大事な要素であると考えています。もちろん当事者の方々の意見を伺うことも重要ですが、一方では、全市民を対象にしたトレンドについても、数値できっちり把握していくことが非常に重要であると考えています。

○康委員 外国籍住民の住民全体に対する割合は低く、外国籍の人たち全員が大阪市の取組みが全然できてないと答えたとしても、全体の評価はそんなに変わらないのに、この調査に何の意味があるのでしょうか。また、趣旨についても「人権が尊重されているまちと市民に実感してもらおう」とあり、「人権が尊重されるまち」に近づいているという前提をもう決めています。私はちっともそのように思いません。

後でまた申しあげたいと思いますが、大阪市というのは東京都に次いで、ヘイトスピーチが一番多い市です。数も動員数も多く、問題になっている市ですから、当事者に聞かないと、だめだということを申しあげたい。

○中岡委員 私は、西成のあいりん地区で地域包括支援センターの相談をしていますが、最近、貧困についても、いろいろな問題が多発していますが、新たな項目として貧困問題ということも考えているのでしょうか。

○**田井中課長** 次回の指標の改訂にあたり、新たな項目も含めて検討していきたいと思えます。

また、貧困問題については、国において新たな生活困窮者自立支援法による制度も作られたことから、どの指標に、どのように取りあげていくかということも含め検討させていただきたいと考えています。

○**有澤委員** 市政モニターの人数や男女比率などの割合はわかりますか。また、さきほどの話にありました外国籍住民の割合はどの様になっていますか。

○**津村課長代理** 市政モニターは毎年度募集をしております。平成24年度の市政モニターは、男性が383名、女性が536名、合計919名となっています。また、919名のうち10名が外国籍市民の方で、10名のうち3名が女性、7名が男性です。

○**森田委員** 市政モニターでの調査と市民意識調査との位置づけの違いについてどのように認識しているのでしょうか。

○**田井中課長** 市政モニター制度は、人権問題に特化したモニター制度ではなく、大阪市政の各課題について市民のご意見をいただく制度で、その中で「人権行政について」2年に1度調査させていただいています。

市民意識調査については、ダイバーシティ推進室として予算を確保し、住民基本台帳から一定数を標本としまして、市民の人権問題の意識について調査させていただくもので、市政モニター調査より広く、深く調査し、その調査結果は、分析結果も含めて、公表しています。

○**森田委員** 市政モニターアンケート調査と市民意識調査では結果がずれると思われそうですが、取り扱いはどうに考えているのでしょうか。

○**田井中課長** 市民意識調査は、大阪府と一緒に調査しますので、かなり大規模で、分析も時間をかけて行い、膨大な費用がかかることから5年毎に行っています。市政モニター調査は、この5年間の中間的な調査として、2年毎に行っています。

○**代田委員** 人権行政を推進するうえで、どちらのほうを指標として行政活動を行っているのでしょうか。

○**田井中課長** 「人権が尊重されるまち」指標において、人権課題の各項目ごとに現況数値、目標数値を掲載しています。この数値はそれぞれの人権課題を主管する部局の目標や計画に沿って目標数値や現況数値を毎年度改訂しています。これに加えて人権意識調査や市政モニター調査の結果も反映されています。

○**代田委員** つまり、市民モニター調査も人権意識調査も、基本的には各人権課題における

参考値であり、加えて各所属で把握している数値をもとに行政を推進しているということですか。

○**田井中課長** そうということです。具体的な課題、あるいは計画、目標というのは、それぞれの部局、あるいは計画に沿って立てられておりますので、その計画に沿ってどこまで数値が変化しているのかを図っています。

○**坂元会長** ただいま委員からのご指摘にもありましたように、大阪市独自の取組みとしての「人権行政について」という隔年ごとの調査と、大阪府と共同して行う5年ごとの市民意識調査のそれぞれの役割を明確にしたうえで、今後、ご指摘いただいたご意見、ご指摘を踏まえて、事務局においてご検討いただければと思います。

それでは、次の議事に移ります。

議題（3）平成25年度の人権啓発の取組みについて、事務局からご説明をお願いします。

○**藪中人権啓発・相談センター所長** 資料3、平成25年度の人権啓発事業の取組みについて、ポイントを説明させていただきます。

まず、人権啓発・相談センターで実施しています啓発事業を4項目に分類しており、最初が、地域密着型市民啓発事業で、地域に根ざした人権啓発の担い手として活動されている人権啓発推進員さんの育成を図る事業です。

資料に人権啓発推進員の制度を記載しておりませんが、口頭で補足しますが、この制度は、平成元年に発足し、全市で880名の方が大阪市人権啓発推進協議会会長の委嘱を受け活動しています。3年の任期で、日常的には、各区役所で実施しています人権啓発事業に参画し、区役所と協働で活動しており、例えば区民まつりや人権週間の啓発事業に参画し、人権相談へのつなぎ役などをしていただいています。

この地域密着型市民啓発事業は、人権啓発推進員さんを育成するための研修事業を実施しており、経験年数を加味し、研修の手法についても講義型で知識を蓄えていただくもの、またフィールドワークで地域に出て体験していただくもの、さらに、地域のリーダーを養成する目的での研修を実施しています。

下表の感謝状贈呈事業は、活動が顕著な推進員さんを対象に実施している事業です。

裏のページの市民啓発広報事業は、さまざまな媒体を活用して、市民に人権問題への理解を深めていただく広報事業です。

人権啓発情報誌の発行は、6、9、12、2月の年4回、1回当たり2万7千部を発行し、本市の関係施設、地下鉄、また若者が集まる場所に配架し、人権の輪を広げていこうという

取り組みです。

「KOKOROねっと」は、A4判8ページで、「大人のいじめをなくそう」というテーマで2ページ、「男女共同参画」をテーマにした桑野里美さんのインタビュー、また犯罪被害についての年間連続コラムがあり、6、7ページは、啓発事業のインフォメーションや、人権クイズ、アンケートはがきなど趣向を凝らし、紙面内容の工夫をしています。

次に、車内ステッカー広報は年5回、フォトなど市民の皆さんから募集した入選作品を活用して、地下鉄・市バスに、ステッカーとして掲出し、啓発する事業です。

啓発資料作成、映像ソフト購入は、啓発冊子やDVD等を計画的に購入し、市民、企業、学校等にへの貸し出しを行う事業です。

12月の人権週間に、市役所・区役所・環境局のごみの収集パッカー車を活用した、放送による啓発を実施しています。

今年度から開始した、KOKOROねっと連携啓発事業は、「KOKOROねっと」に掲載いただきましたコラムニストやインタビュアーに講師となっただき、地域等での人権研修に講師派遣する事業です。

次に、参加・参画型事業は、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する事業です。

人権に関する作品募集事業は、ポスター・ステッカーデザイン・フォト・キャッチコピーを募集し、入選作品を選んでいきます。入選作品を啓発のデザイン等として活用するとともに、区役所等での展示会を開催しています。

Jリーグセレッソ大阪との連携と人権の花運動は、大阪法務局と大阪市人権擁護委員協議会とネットワークを組み、セレッソ大阪の協力をいただき、年間2試合の試合会場での啓発活動のほか、ホームゲームでのハーフタイムの人権スポット広告など、また8月にはこどもサッカー教室として、小学生を対象にセレッソのコーチによるサッカー指導と合わせて人権講話を実施しています。

人権の花運動は、市内25の小中学校にチューリップの球根を配布し、花の育成を通じて、人権意識の醸成に繋げています。

大学と連携した参加・参画型事業は、大学コンソーシアム大阪と連携し、大学生が事業企画、参加するもので、今年度は大阪薬科大学さんの協力を得て、1月25日に医療と人権をテーマにしたシンポジウムを実施しました。

効果検証会議は、人権啓発・相談センターで実施しています事業全般を対象に、PDCAサイクルの徹底を図る目的に、9月・10月に開催、また3月に予定しています。

最後のページですが、企業啓発推進事業は、企業市民を対象にしており、企業啓発支援事業は、新入社員を対象にした入門セミナー、労務・人事担当等を対象にした労務関連研修会、事業主等を対象とした事業主のつどいなど、ターゲットを絞った人権研修を支援するものです。

感謝状贈呈事業とは、人権啓発推進に功労のあった企業への贈呈事業です。

人権情報提供事業は、6・12月の年2回、精神障がいのある方の雇用問題と個人情報をテーマに、企業向けに重要な課題を設定し、啓発・広報をしています。

以上、人権啓発・相談センターで実施しています事業を報告しましたが、各区でも啓発事業を実施しており、集約中ですので、またの機会にご報告をさせていただきます。

○坂元会長 ただいまご説明がありました、平成25年度の人権啓発の取組みについて、ご意見、ご質問等がありますか。

○村上委員 ダイバーシティ推進室として、映画「魔女の宅急便」とコラボレーションしたポスターを見ました。実際に啓発事業というものに関して、普通はなかなか見てくれないという点からも、芸能人が出るなり、スポットCMをやるなり、コラボレーションをしていくというのは、映画配給会社側にとってもプラスにもなりますし、行政自治体としても広報という点で、高く評価できると思えました。

ただ現実として、市民のみなさんが見たいものは、スリリングであったり、行政とは間逆のものであったりすることから、より柔軟に対応して、それらをもっと取り入れて、啓発事業に活かしていくようにしたらいいのかなと思うところがあります。

大阪府においては、映画「ダイハード」や「ラッシュ」とのコラボレーションなど、大阪府は柔軟に啓発事業にも活用しているので、人権啓発事業というのは、PDCAでも評価が取りづらいものでもありますから、ぜひともそういった形で、市民の皆さんにまずみてもらって、そして何を訴えているのかを考えていただけるような一つの材料として使い取組みを広げていけば良いと思います。

○藪中所長 貴重なご意見ありがとうございます。

いま、何点か具体の事例をご紹介いただきましたが、正直、思い切ったことを取り入れるのは冒険といいますか、非常に勇気が要るところですが、例えば区役所において、人権講演をファッションショーと一緒にやるとか、著名人を招いたトークやコンサートをやるとかさまざまな工夫をこらした例があります。やはり市民の方にこちらを向いていただく第一歩を誘発することが重要と思いますので、ただいまのご意見も参考にしながら、今後の事業に活

かしていきたいと思います。

○**中岡委員** 先ほどご説明の中で、法務省との連携という説明をいただきましたが、ほかにもいろいろ連携できることがあるかと思いますが、なにかありますか。

○**藪中所長** 人権が尊重される社会づくり条例では、啓発事業を行うにあたっては、大阪市人権啓発推進協議会、各区人権啓発推進協議会と連携を図るものと規定されており、実際に区役所では、地域団体の皆さんと連携、協働して事業実施されています。また、人権啓発推進員の育成事業でも、各区人権啓発推進協議会にご協力、連携をいただいています。

○**八尾委員** 企業、事業者等における人権啓発事業について、会社の中でのいじめについて、大企業よりも中小企業の方が被害の割合が多いのではないかと思うが、例えば、中小企業にスポットを当てた事業などは、検討しているのでしょうか。

○**藪中所長** 現在のところ、企業規模によってターゲットを絞るまでには至っていませんが、企業の特徴や人権を取り巻く課題もさまざまと思いますので、このような点に着目して工夫ができることがあれば、検討していきたい。

○**康委員** 企業におけるパワーハラスメントは最近増えてきていて、パワーハラスメント対策の研修が重要となってきているが、行政として、講師を派遣する事業があれば活用しやすいと思います。

○**梶本理事** 企業啓発事業で実施している研修をみると、やはり大きな企業さんは参加しやすい、中小企業さんはなかなか参加しにくいような傾向があると思います。大阪市企業人権推進協議会とも連携しまして効果的な、中小企業も含めた啓発ができるよう努めてまいりたい。

○**坂元会長** どうもありがとうございました。

委員の中から、さまざまな有益なご意見、ご指摘を頂戴しましたので、これを踏まえ人権啓発の取組みを進めていただければと思います。

それでは、議事を進めます。

次に、(4)平成25年度の人権相談の取組みについて、事務局からご説明をお願いします。

○**中川人権啓発・相談センター相談担当課長** 人権啓発・相談センターでは、相談事業に対応するための専門相談員を配置しています。平日夜間及び土日・祝日も、電話や面談による相談窓口を開設しています。また、区役所等へも専門相談員が出張して相談を受ける体制を整えるなど、深刻な事態にいたるまでに解決の方向性を示せるように、また、市民のセーフ

ティーネットの機能を果たし得るように、関係機関とも積極的に連携しながら、人権相談事業の充実に努めています。

相談の特徴としては、社会的に弱い立場の市民からの相談が多く見受けられ、輻輳する課題を抱えた市民や、どこに・どのように相談を持ちかけたらよいのかわからない市民等からの相談も多くあります。さらには精神疾患や妄想、思い込みにより、行政機関を含む他機関において相談に応じてもらえない等の苦情を、人権侵害として訴えてこられるケースもございます。

次に、相談実績についてのご報告として、資料の人権相談集計表をご参照ください。

平成25年4月から12月末の課題別相談件数では、障がい者問題が2,138件と最も多く、生活問題が965件、近隣問題が712件、医療・家族問題がそれぞれ594件となっています。高齢者問題については、461件で、その次に女性問題が続く順序になっております。9カ月間の総計で7,465件で、このまま推移しますと例年同様、今年度も1万件弱の総件数になる見込みです。

ご覧いただいている集計表には載せておりませんが、昨年度1年間の総件数ですと9,594件の課題別相談があり、内訳として、障がい者問題が1,957件あり、次に高齢者問題が1,533件、生活問題が1,123件、労働問題が718件となっており、次いで家族、女性問題の順となっていました。

本年度との比較の特徴としましては、地域包括支援センターの高齢者向け相談が定着してきたことも要因と考えられますが、昨年度1,533件あった高齢者問題が、9カ月間でありましたが461件まで激減している状態です。

一方、相談窓口では、単一の専門機関では果たすことのできない輻輳する課題を関係機関との調整役を担いながら相談ネットワークを活用して、区役所における人権相談機能の側面的支援を行っています。市民生活の課題解決を図る上で、大きな役割を果たしているところで、とりわけ関係機関との連携という観点から、特に心がけた点として、区役所をはじめ、地域包括支援センター、地域活動支援センター、障がい者相談支援センター、ハローワーク等に人権相談窓口チラシの配置要請を行うとともに、連携の呼びかけ行動を行ってきました。その結果、スムーズに専門機関からのアドバイスが受けられるようになったと聞いています。

また、コミュニケーションのとりにくい市民に対しては、本人同意を得たうえで、同行支援体制を整えるとともに、相談者の課題解決に向けて関係機関に引き継ぐ。また、その際に、関係機関には事前電話として、案件引き継ぎと機関同士の情報共有を取り扱うことで、寄り

添い型の相談支援体制の徹底をしました。

こうした関係機関との取組みを背景といたしまして、集計表の4項目目ですが、お示ししているとおりに、平成23年度の他機関との連携数については、平成23年度の995件、平成24年度の1,028件に比べて、平成25年度の連携件数は既に1,507件に達しており、今年度末では2,000件に達する見込みとなっています。

本年度4月から12月までの具体的な連携先としては、区役所との連携が439件、各区の法律相談を含む大阪弁護士会での相談として205件、クレオ、地域包括支援センターなど本市関係機関との連携が311件、その他、他市町村、警察、ハローワークとの連携等が552件となっています。

特に、区役所との連携策ですが、他機関に交えて相談者に対する支援方策を検討するためのケース検討会議を開催しており、例えば、認知症の親を介護する女性自身が鬱病を患い、介護ができなくなったという事案については、区役所、自治会、地域包括支援センターと見守り型支援体制の確認・調整を行った事例があります。

これら区役所の連携強化と相談機能の向上を図るうえで、区役所相談担当職員のスキルアップは不可欠な状況にあり、毎月人権相談担当者会を開催し、人権啓発・相談センターの専門相談員をファシリテーターとして、これまでの解決事例や区役所にフィードバックすべき相談事例をもとにしたケーススタディ等を行うなど、職員のスキルアップ強化に努めています。

以上が、今年度の相談事業の取組みです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいま平成25年度の人権相談の取組みについて説明がございました。これらについてご意見、ご質問等はございますか。

○康委員 相談者の特徴が4項目あって、そのうちの二つが、精神性疾患からの妄想や思い込みによる人権侵害と、他機関で相談に応じてもらえない等の苦情の人権侵害とあるので、よほど相談内容はしんどいのかなという印象を受けます。そういった相談者の思い込みには根拠があり、それが通らないことによるフラストレーションがあり、本人が一番辛いのだろうという印象を受けています。

大阪弁護士会では特に刑事事件だと、障がい者刑事弁護のスタッフ体制をつくったりとか、社会福祉士さんにつなげたりとか、本人も治療を受けるという道筋をつくったりとかしていますが、経済的な絶対的貧困があって、その人を取り巻く支える人的関係が全くなくて、そ

の本人自身がコミュニケーションをとれないところで、刑事事件になっていくことが結構あります。

こういう相談が多いのであれば、社会福祉士会との連携は考えておられるのでしょうか。

○**中川課長** 連携先の機関として、現在52カ所の連携機関があり、専門相談員には、社会福祉士もおりますし、精神保健福祉士もおりますし、民生児童委員、人権侵害ケースワーカーや、大阪府の人権擁護士もおります。また、人権啓発推進員等、専門分野でそれぞれの資格を持って対処しており、直接、社会福祉士会等との連携には、現在は至っていないという状況です。

○**康委員** 大阪弁護士会でも無料電話相談があり、最近は国の方針で、自殺対策の電話相談をやりますが、弁護士だけでは無理なので、精神保健福祉士に来てもらったり、外国人相談のときは行政書士に来てもらったり、1本の電話で、1人だけで対応できることのほうが、いまは難しいのかなということが実感です。少なくとも社会福祉士会はやる気があるようなので、連携を深めていただければと思います。

○**坂元会長** どうもありがとうございます。

○**森田委員** 私は、学校教育に関わっている者ですが、この人権相談の中で、10代の方の相談がすごく少ないと思いますが、これは、別の窓口があるのですか。

例えば、ネットいじめが相当問題になっていますが、他機関との連携の中に学校はあるのでしょうか。

○**中川課長** 学校との連携としては、学校別、地域校下で自治会と区役所が中心になり、連携策や、ケース検討会議を開催しながらの見守り型の支援をしていますし、こどもに関しては子育て相談センターや、子育ていろいろ相談センター等、こども青少年局や福祉局所轄のそれぞれの専門機関がありますので、関係機関との連携として、同行支援や寄り添い型の支援をしている状況です。また、学校等から直接相談があった事例はありません。

○**森田委員** こどものほうから直接相談する窓口はどこなのでしょう。また、KOKOROねっとの後半に人権啓発・相談センターの紹介がありますが、若い人たちは、電話ではなく、メールでの相談が多いと聞きますので、KOKOROねっとにメールアドレスを入れておいていただければ相談しやすいかと思います。また、学齢期のこどもへの相談事業としてはどのように考えているのでしょうか。

○**中川課長** ファックスで来る場合とメールで来る場合もありますが、ごくごく少数であり、そういう意味では、気軽に相談ということにいきがちな部分がありますが、関係機関との連

携もあわせて受け持っている中で、こちらのほうから出向いての相談には、なかなか至っていません。

○**森田委員** 例えば、ネットいじめに遭った子どもがいたときにはどこに相談したらいいのでしょうか。

○**中川課長** ネットで人権侵害事象に遭ったということがありましたら、当然、そのネットのプロバイダーに削除要請はしていただきます。本市では実際にネット上での差別事象が起こった際には、法務局のほうへ出向きまして削除要請と、その状況説明を行っている現状です。

○**坂元会長** 全国的なものでいうと、子どもの人権SOSという相談事業において、子どもから電話で直接相談を受けるというケースがあり、福島などで被災をした子どもが、放射能に汚染されてるいるからと一緒に遊ばせないなどの事例について、この事業で対応したと聞きました。

○**中岡委員** 私は、あいりん地区で総合相談をやっている者ですが、生活の中で貧困、生活保護の問題が965件と、かなりの件数があり、ご苦労されていると思いますが、例えば日常的に一番苦労するのが、年金担保の貸し付けを受けた方は、なかなか生活保護にかかれないうという典型的なケースがありますが、これについて、どのような処理をしているのでしょうか。

○**中川課長** 区役所との連携で申しますと、具体的には市役所の人権生涯学習担当課と、保健福祉担当と連携しており、生活保護の関係であれば、まず、区役所へ相談を持ちかけることになると思います。実際に、あいりんの関係を含めてですが、シェルターへ誘導したケースもありますし、区の実情に合わせて保健福祉の体制が組みまれているので、区役所との連携を第一として、事業を進めています。

○**康委員** 年金担保の貸し付けを受けていると、生活保護が切られるという問題ですが、その場合、一律に切られるということではない。緊急度やその年金担保の貸し付けを受けた理由により、柔軟に対応しているようです。ただ、ケースワーカーとのやりとりの中で「そご」が生じたり問題があるかもしれない。

○**坂元会長** ありがとうございます。

では、ご指摘いただいた点も踏まえ、この人権相談事業に取り組んでいただきたいと思います。発足以来1万件に近いご相談を受けているということで、市民の方にもご利用いただいているということですので、一層ご尽力いただければと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に、（５）その他ということで、第１点目が、第３回大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局からご報告をお願いいたします。

○世古管理担当課長 資料５をご覧ください。

１点目は市民局ダイバーシティ推進室の設置についてですが、第２６回大阪市人権施策推進審議会において説明した内容と同様ですので、議事内容は省略させていただきますが、頂いたご意見として、『ダイバーシティとは「多様性」という意味ですが、「包摂」という意味のインクルージョンの考え方もあわせて、各人権課題の施策において、「多様性の包摂」という視点で人権問題の取組みを進めていただきたい。そのうえで区役所や教育委員会との連携を図りながら、人権問題にかかわる情報を収集する仕組みを庁内で強化してほしい』という要望がありました。

事務局からの説明として、市長を本部長とする大阪市人権行政推進本部の下に各局・室・区の総務課長が幹事となる幹事会があり、情報の共有化等ができる体制にあることと、課題については大阪市人権施策推進審議会や、同和問題に関する有識者会議などで報告を行い、情報を収集する仕組みをつくっているという説明をしました。

また、外見上や内面上の違いを尊重すると強調して説明しているが、同和問題はほかの人権問題と異なり、「違い」を前提とした差別の問題ではないのではないかというご意見があり、事務局からの説明としては、社会参加の中で排除されるような構図があり、それが差別を生み出していることから、ダイバーシティの「お互いを認め合う」という観点が、有効ではないかと答えました。

２点目の議題として、平成２５年度の人権啓発の取組みについて、こちらも前回の大阪市人権施策推進審議会において報告した内容と同様ですので、説明は省略しますが、頂いたご意見は、「人権啓発の情報については重要な情報なので、全市民にくまなく届けられる仕組み、取組みが必要である」とのご指摘や「ホームページを活用したケースが多いが、誰もがアクセスできる環境にあるわけではないので配慮が必要ではないか」というご意見がありました。

事務局からの回答では、全市民にくまなく届く方がいいが、予算も限られている中、費用対効果を考えるの対応となっていることと、ホームページは若者を対象とした啓発や大阪市の広報を活用されるケース、様々な媒体を活用しながら啓発を行っていることを回答しました。

また、同和問題に関しては、いまの社会状況や問題・課題の状況に応じた見直しも、必要ではないかというご意見もいただきました。

3点目は、その他として、これも前回の大阪市人権施策推進審議会で報告しました「戸籍謄本等の不正入手事件に係る本人通知の結果」についてとして、ご本人に事情をご説明する文書をお送りして、その結果、特に人権侵害にかかわるようなご相談はなかったことをご報告しました。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいま第3回大阪市同和問題に関する有識者会議について報告がありました。

これらについてご意見、ご質問等はございますか。

それでは事務局の説明のとおり、取り組んでいただければと思います。

では、議事を進めます。

2点目、地域における人権啓発のあり方について、事務局からご報告をお願いします。

○藪中所長 資料は6-1は、報告書の構成を概要として1枚にまとめたものです。

資料6-2の「はじめに」は、地域における人権啓発のあり方を検討した背景・目的をまとめています。

平成24年7月の市政改革プランでは、ニア・イズ・ベターの精神とPDCAサイクルの徹底が柱として示されています。人権啓発事業も市民の身近な地域特性に応じて効果的な事業を展開し、PDCAサイクルを徹底することが重要であり、昨年6月に大阪市人権行政推進本部のもとに、市民局・区役所の職員による「地域におけるあり方検討プロジェクトチーム」「ワーキンググループ」を設置し、啓発事業の現状や課題を検証し、今回、各区役所において事業を企画・実施する際の一助となることを目的として本報告書をまとめました。

2～3ページには、国内外の人権を取り巻く状況として、国際的な人権擁護の広がり、国内の人権課題の取組み、本市での人権啓発事業の位置づけをまとめています。国際的な人権擁護の深化と広がりでは、国際的に注目される社会的動向や特徴点を記載し、例えば、国際グローバルコンパクト、ISO26000では、本資料の12ページ以下の関係資料の中で、字句解説や統計資料などを、資料1から資料15としてまとめています。

4ページ以降には、人権啓発事業における課題として、市民意識調査や市政モニター調査、また今回のプロジェクトチーム等を通じた多くの意見等の代表的なもの29項目を羅列したうえで、体系的に整理し、8つのカテゴリーに分類しました。例えば、①地域特性との関連づけ、地域特性とあるのは、事業企画には、地域、区域にある環境、意識、歴史性をしっかり

とらえる必要がある。また、②テーマの明確化では、関心の高い課題、話題性のある課題、また、社会的に広がりのある事象との関連した課題。このようなテーマをしっかりと着目して、企画をしていく必要があることを挙げています。また、29項目の意見等と8つのカテゴリーを一覧にしたものを、9～10ページに掲載しています。

11ページでは、各区役所、人権啓発・相談センター、他都市ではさまざまな人権啓発事業が実施されており、いま示したカテゴリーを実践的にどのように取り組まれているかを、モデル的事业としてまとめる必要があるとして、事例集にしたものが、別冊となっています。

平成24年度、平成25年度の実施事業で、計24事業を掲載していますが、例えば、1～2ページ、「人・愛・ふれあいプラザ」人権展として、平成25年度に浪速・西・港・大正の4区で合同実施、継続実施している事の特徴とする事例をあげています。

また、1区だけではなく、連携できる区が一緒になって実施することで事業の効率化も図れ、視野の広がりもあるということです。事業の特徴として、このふれあい事業も29回目ということで、25年間、定着・継続しながら、実施している事業です。

本文の11ページには、効果検証の必要性、標準的な項目、モデル事例として資料集14、15に人権啓発推進員育成事業を示しています。

本報告書は、今後区役所関係課長会、係長会でも報告・活用しながら、実のある事業展開に努めてまいりたいと考えています。

○坂元会長 ありがとうございます。

地域における人権啓発のあり方について、ただいま報告がありました。これらについてご意見、ご質問等はありませんか。

○康委員 ヘイトスピーチに関連して、去年、人種差別撤廃条約に関する勧告が国連から多く出されているが、資料6-2地域における人権啓発のあり方についての2ページには、国際的な人権擁護の深化と広がりとして4項目しかなく、また、先ほどの議論にもあった「人権が尊重されるまち」指標の外国籍住民の部分では、「今なお、国籍や民族を理由とした差別やいじめ等の課題があります」の1行しか記載がない。多くの勧告を受けて地方自治体が何をするのが問題である。

東京に次いでヘイトスピーチが一番多いのは大阪市であり、市民の関心の高い、話題性のある課題とは、まさしくヘイトスピーチではないかと思いますが、ヘイトスピーチに対して、「人格否定するような言動はやめましょう」でもいいので何か行動を起こす事を考えているのでしょうか。また、要望はどこに伝えればいいのでしょうか。

○篠中所長 今回の報告書と様々な人権課題との関係性については、人権課題は流動的で、新しい課題にも対応した啓発が必要であるということをまとめています。今ご意見いただいた内容も踏まえて、事業企画等に努めてまいります。

○今井外国籍住民施策担当課長 ヘイトスピーチの件ですが、昨年10月に京都地裁の判決も出ておりましたが、法的には国の見解が、街角でヘイトスピーチをすることについては、相手がどの程度特定できるのか、どの発言を、誰が誰にしたかということについて、非常に特定が困難ということがあります。また、表現の自由の問題として、憲法21条の関連から一律に法で規制することは難しいということが言われております。

大阪市としても、法的な見解は同じですが、各省庁の大臣も、極めて好ましくない、遺憾に相当する発言であるということとして、大阪市としましても、こういった発言は当然ながら、決して許される行為ではないと考えています。

具体的には、何をしているのかということですが、昨年、8月に大阪府、府下の市長会、大阪府町村長会の三者で、「在日外国人に対するヘイトスピーチなど、様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性ある法制度の早期確立を願う」ということを法務省などに要望しております。

また、市政だよりやKOKOROねっと、いちょう並木などによる啓発もさせていただいておりますし、また、その他にも、ネットワーク型市民セミナーとして、朝鮮半島、中国をテーマとした共生のためのセミナーを実施しております。来る3月15日には難波市民学習センターにおいて、大阪市立大学の先生をお招きし、濟州島と大阪のつながりについてのセミナーをさせていただくなど、多文化共生の必要性について訴えていきたいと考えています。

○康委員 去年の国連に行った人の報告を聞くと、鶴橋の駅前でのヘイトスピーチでの発言に委員が総立ちになったとのことで、大阪市内で行われているヘイトスピーチが、すごく問題になりました。人種差別撤廃条約の差別を禁止する義務があるのは、大阪市も含まれるということを考えていただきたい。

また、市政だよりやセミナーには、問題に関心のある人は来るけれど、関心のない人への啓発はないのでしょうか。20年か30年ぐらい前に、チマチョゴリの絵を描いたポスターを大阪市内で貼っていただいたことがあって、それはすごく好評だったんです。

どの言葉を特定するかではなく、「人格を否定するような言い方は許せない」とか、「やめましょう」とかでも構わないのではないかと思います。そうすることによって、「ちょっと嫌だな」と思っている人も、「市もそう思っているんやな」と思えると思います。行政と

してはどうなのかが、全く見えてないというところがあって、言われている人も、「ちょっとそれってどうかな」と思っている人も、なかなか声が出せない。市としても「これは問題だと認識しています」というメッセージを、市政だよりではなく、ポスターという形でやっていただけたらと思います。こういった要望は大阪市のどこに言っていけばいいのでしょうか。

○梶本理事 市民局ダイバーシティ推進室が要望先となります。

ただ、担当課長が申しましたように、そういったヘイトスピーチは許されるべきではないということは、当然認識しておりますが、一方では、表現の自由とも非常に重要であるというのが、国の見解である中で、できることは何かということになりますが、国への要望として、大阪府、府下市長会、町村長会と三者で要望していくことが1つ。市民啓発の観点から、多文化共生の推進として、啓発記事を掲載していく。この2本立てで進んでいかざるを得ないと考えています。ただ、色々な工夫ができると思いますので、今後、効果的な方法も検討していきたいと考えています。

○康委員 去年の夏に「仲良くしようぜパレード」があったと思いますが、そういった多文化共生をやっておられるとは思いますが、市民に見える場所で、「みんなで仲良くしましょう」といったイベントも検討していただければと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、時間がまいりましたので、本日の審議会は閉会したいと思います。

本日、ご議論いただいた内容やご意見について、今後、人権行政の取組みを進めるにあたり、十分反映・活用できるよう、事務局で検討の上、着実な実施を図っていただきたいと思います。検討課題とされた内容について、中には大阪市だけで済む話ではないものもございますが、事務局で検討の上、後日、委員の皆様にご報告いただければと思います。

本日は、大変活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○中井係長 どうもありがとうございました。

次回は6月ごろの開催を予定をしています。おって皆様方に日程の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして審議회를閉会します。ありがとうございました。